

介護サービス事業等におけるごみの分け方・出し方

介護サービスを提供する施設等で事業活動に伴って排出されるごみは「事業ごみ」です。「家庭ごみ」として捨てることは違法であり、できません。

事業ごみは「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分され、処理方法がそれぞれ異なります。一般廃棄物か産業廃棄物かを確認し、処理方法に合わせて適切に分別してください。

* 下表は目安です。処理業者や持ち込み施設の所在地など処理方法に関する詳細は、お問い合わせ
 せいただくか、右のQRコードから仙台市ホームページ（事業者向け情報）をご覧ください。



◆ 一般廃棄物（業種によっては産業廃棄物となる場合があります）

種類	品目（具体例）		処理方法	注意点
可燃ごみ	リサイクルできない紙、布類、落ち葉、草、生ごみ（食べ残し、売れ残り、調理残りなど）、木くず（木製の棚・机など）		<ul style="list-style-type: none"> ■ 許可業者に依頼する ■ 市の焼却工場に持ち込む 	
資源物 ※リサイクル ができるもの	紙類	新聞、雑誌、段ボール、シュレッダー処理紙、OA用紙、メモ用紙、紙製ファイル、紙箱	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業系紙類回収庫・回収ステーションに持ち込む（無料。機密文書は不可） ■ 許可業者に依頼する ■ 古紙回収業者に依頼する ■ 古紙問屋に持ち込む 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収を依頼する業者ごとに、分別区分や出し方が異なります。業者にご確認ください。 ・機密文書も市の焼却工場に搬入できません。専門のリサイクル業者に処理を依頼してください。
	缶・びん・ペットボトル	飲料用の缶・びん・ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ■ 許可業者に依頼する ■ 資源化センターに持ち込む 	

市の焼却工場に搬入可能

市の焼却工場には搬入できません

◆ 産業廃棄物（下表のほかにも産業廃棄物に該当する種類があります）

代表的な種類	具体例	処理方法
プラスチック類	発泡スチロールなどの緩衝材、梱包材、プラスチック製品、ビニール類、化学繊維	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間の産廃許可業者にお問い合わせください
金属類	スプレー缶、金具類、金属製の机・棚	
ガラス・陶磁器類	コップ、茶碗、植木鉢、蛍光灯、電球	
電池類	乾電池、ボタン電池、バッテリー	
廃油類	食用油、機械油、溶剤	
家電4品目	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間の産廃許可業者やメーカー、販売店にお問い合わせください
パソコン	パソコン、ディスプレイ	

【問い合わせ先】 一般廃棄物について：事業ごみ減量課 指導係 022-214-8679
 産業廃棄物について：事業ごみ減量課 事業係 022-214-8235